福岡空港（奈多地区）運用規程

（目的）

第１条　この規程は、福岡空港（奈多地区）（以下、「奈多ヘリポート」という。）における航空機の離着陸の方法及びその他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「奈多ヘリポート周辺」とは、奈多ヘリポートの標点から半径３海里の円周以内の空域で、福岡管制圏及び福岡特別管制区を除く空域をいい、空域の高度は次のとおりとする。

一　福岡特別管制区の高度が 900 フィート以上に設定されている部分については、高度 900 フィート未満

二　福岡特別管制区の高度が 800 フィート以上に設定されている部分については、高度 800 フィート未満

三　福岡特別管制区の高度が 700 フィート以上に設定されている部分については、高度 700 フィート未満

四　前各号以外の部分については、高度 900 フィート未満

２　この規程において「奈多ヘリポートにおける離着陸等」とは、奈多ヘリポートにおける離着陸及び離着陸のための奈多ヘリポート周辺の飛行をいう。

３　この規程において「奈多フライトサービス」とは、奈多ヘリポートに設置する無線局をいう。

４　この規程において「奈多ヘリポート情報」とは、次に掲げる情報をいう。

一　使用滑走路に関する情報

二　滑走路及び誘導路等の工事、障害及び破損等奈多ヘリポートの施設の状況に関する情報

三　奈多ヘリポートで観測された気象情報

四　奈多ヘリポートにおける離着陸等及び奈多ヘリポート周辺の飛行を行う航空機の情報

五　その他運航に必要な情報

５　この規程において「目視位置通報点」とは、別表１に定める地点をいう。

６　この規程において「奈多ヘリポート運用時間」とは、空港供用規程に定める奈多ヘリポートの運用時間をいう。

（離着陸等の制限）

第３条　有視界飛行方式による奈多ヘリポートにおける離着陸等は、次の条件をいずれも満たさなければ、これを行ってはならない。

一　地上視程が 5,000 メートル以上であること。

二　雲高が 300 メートル以上であること。

２　前項の条件を満たさない場合であっても、次の条件をすべて満たす場合においては、奈多ヘリポートにおける離着陸等を行うことができる。

一　地上視程が 1,500 メートル以上であること。

二　航空機が雲から離れて飛行でき、かつ、操縦者が地表又は水面を引き続き視認することができること。

三　他に奈多ヘリポートにおける離着陸等を行っている航空機がないこと。

３　気象データが欠測の場合は前各項の条件としない。

（無線電話の装備）

第４条　奈多ヘリポートにおける離着陸等を行う航空機は、あらかじめ承認を受けた場合を除き、奈多ヘリポート標点から１０海里以内の空域において奈多フライトサービスと交信可能な無線機を搭載するものとする。

２　奈多ヘリポートにおいて計器飛行方式により飛行する航空機は、常時２局以上と交信可能な無線機を搭載するものとする。

（奈多フライトサービスの情報）

第５条　電波の型式、周波数、出力及び無線呼出符号については、別表２のとおりとする。

（位置通報）

第６条　有視界飛行方式により奈多ヘリポートにおける着陸又は奈多ヘリポート周辺の飛行を行う航空機は、目視位置通報点、奈多ヘリポート標点から半径３海里の円周上（福岡管制圏と福岡特別管制区を除く。）の地点又は福岡管制圏と接する任意の地点において、奈多フライトサービスに位置通報を行うものとする。

２　通報の内容は次のとおりとする。

一　当該航空機の無線呼出符号

二　当該航空機の位置及びその地点における高度

三　その他必要な事項

（離着陸等に際しての留意点）

第７条　有視界飛行方式による奈多ヘリポートにおける離着陸等に際しては、以下の事項に留意すること。

一　福岡特別管制区の下限高度未満で飛行する。

二　離陸にあたっては上空を飛行する福岡空港到着機との間において不要な TCAS の作動を回避するために、急激な上昇は行わない。

三　騒音軽減を考慮に入れて飛行し、場周経路は滑走路西側のみを使用する。また、住居上空は飛行しない。ただし、緊急状態や悪天回避等飛行せざるを得ない場合及び飛行の目的地が住居上空の場合を除く。

四　筑紫少女苑上空は原則として飛行しない。（別図１参照）

五　交信はできる限り簡潔明瞭に行う。

六　奈多ヘリポートにおける離着陸等を行う航空機は、奈多フライトサービスと通信を設定する前に福岡空港 ATIS 情報の受信及び福岡タワー周波数の聴取等により、福岡空港の使用滑走路、進入方式及び航空交通の状況を把握するとともに、福岡空港を離着陸する航空機へ細心の注意を払うものとする。

七　到着機と出発機が競合する場合は、原則として出発機が優先される。

（有視界飛行方式による着陸）

第８条　有視界飛行方式により奈多ヘリポートに着陸しようとする航空機は、原則として次に掲げる方法により運航しなければならない。ただし、航空機が緊急状態にある場合を除く。

一　第６条に基づく位置通報を行い、奈多ヘリポート情報を取得する。

二　飛行経路は別図２に示すROUTE　N経由、ROUTE E経由、ROUTE　W経由、ROUTE S経由のいずれかによるものとする。

ア　東側経由到着機

ROUTE　N を経由し、１．５海里北の目視位置通報点で位置通報を行い、滑走路１５へは直線進入で着陸し、滑走路３４へは西側場周経路を経て着陸する。ただし、交通状況を確認の上、ROUTE　E を経由し、１海里北東の位置通報点で位置通報を行い、滑走路１５へは直線進入で着陸し、滑走路３４へは西側場周経路を経て着陸することができる。

イ　西側経由到着機

①　滑走路１５運用時

ROUTE　W を経由して、１海里西の目視位置通報点で位置通報を行い、西側場周経路を経て着陸する。ただし、交通状況を確認の上、ROUTE　S を経由して、１海里南西の位置通報点で位置通報を行い、西側場周経路を経て着陸することができる。

②　滑走路３４運用時

ROUTE　S を経由し、１海里南西の目視位置通報点で位置通報を行い、西側場周経路を経て着陸する。ただし、交通状況を確認の上、ROUTE　W を経由し、１海里西の位置通報点で位置通報を行い、西側場周経路を経て着陸することができる。

三　先行到着機がある場合は、当該機との間に適切な間隔を設定し進入する。出発機と競合した場合は原則として出発機が優先的に離陸し、到着機は必要に応じ一定の地点にて待機を行い、出発機を視認後、進入を行う。

四　着陸後は出来る限り速やかに着陸帯を離脱する。

２　前項の規定にかかわらず、第３条第２項に規定される着陸をしようとする航空機は、次に掲げる方法により運航しなければばらない。

一　第６条に基づく位置通報を行い、奈多ヘリポート情報を取得する。

二　飛行経路は別図２に示すROUTE　N経由、ROUTE　E経由、ROUTE　W経由、ROUTE S経由のいずれかによるものとする。

ア　滑走路１５運用時

ROUTE　N 又は ROUTE　E を経由する場合は直線進入、その他の飛行経路を経由する場合は西側場周経路を経て着陸することができる。

イ　滑走路３４運用時

西側場周経路を経て着陸することができる。

３　第１項及び前項の規定にかかわらず、警察若しくは消防活動のうち緊急を要する飛行又は災害派遣若しくは人命財産の保護等を目的とした飛行（以下、「緊急任務」という）を行う航空機は、次に掲げる方法により運航することができる。

一　第６条に基づく位置通報を行い、奈多ヘリポート情報を取得する。

二　奈多ヘリポート標点から半径１海里の円周上で位置通報を行い、着陸する。

（有視界飛行方式による離陸）

第９条　有視界飛行方式により奈多ヘリポートから離陸しようとする航空機は、原則として次に掲げる方法により運航しなければならない。

一　移動開始前に奈多フライトサービスに自機の位置及び飛行経路を通報し、奈多ヘリポート情報を取得する。

二　取得した奈多ヘリポート情報に基づき、滑走路へ移動し、離陸する。

三　離陸後の飛行経路は別図２に示す ROUTE　E 経由、ROUTE　W 経由、ROUTE　S 経由のいずれかによるものとし、目視位置通報点で位置通報を行う。

ア　東方面出発機

ROUTE　E 経由により飛行する。３海里北東からの到着機に注意する。

イ　西方面出発機

①　滑走路１６運用時

ROUTE　S 経由により飛行する。ただし、交通状況を確認の上、ROUTE　W 経由により飛行することができる。

②　滑走路３３運用時

ROUTE　W 経由により飛行する。ただし、交通状況を確認の上、ROUTE　S 経由により飛行することができる。

四　先行出発機がある場合は、当該機との間に適切な間隔を設定し飛行する。到着機と競合した場合は、原則として出発機が優先的に離陸できることとし、関係到着機との間に適切な間隔を設定し飛行する。

五　３海里の目視位置通報点で位置通報を行った後、任意の周波数に切り換える。

２　前項の規定にかかわらず、第３条第２項に規定される離陸をしようとする航空機は、次に掲げる方法により運航しなければばらない。

一　移動開始前に奈多フライトサービスに自機の位置及び飛行経路を通報し、奈多ヘリポート情報を取得する。

二　取得した奈多ヘリポート情報に基づき、滑走路へ移動し、離陸する。

三　離陸後の飛行経路は、別図２に示す ROUTE　E 経由、ROUTE　W 経由、ROUTE　S 経由のいずれかによるものとし、目視位置通報点で位置通報を行う。

四　３海里の目視位置通報点で位置通報を行った後、任意の周波数に切り換える。

３　第１項及び前項の規定にかかわらず、緊急任務を行う航空機においては、次に掲げる方法により運航することができる。

一　移動開始前に奈多フライトサービスに自機の位置及び飛行経路又は飛行方向を通報し、奈多ヘリポート情報を取得する。

二　取得した奈多ヘリポート情報に基づき、滑走路へ移動し、離陸する。

三　奈多ヘリポート標点から半径３海里の円周上（福岡管制圏と福岡特別管制区を除く。）の地点又は福岡管制圏と接する任意の地点で位置通報を行った後、任意の周波数に切り換える。

（計器飛行方式による離着陸）

第１０条

計器飛行方式により奈多ヘリポートを利用する航空機は、国土交通大臣の定める飛行の方式に従わなければならない。

２　計器飛行方式により奈多ヘリポートに着陸しようとする航空機は、福岡アプローチから進入許可を受領するとともに、計器進入方式による進入開始後速やかに奈多フライトサービスに位置通報を行い奈多ヘリポート情報を取得する。

３　計器飛行方式により奈多ヘリポートから離陸しようとする航空機は、福岡ディパーチャーから管制承認を受領するとともに、移動開始前に奈多フライトサービスに自機の位置及び計器飛行方式により飛行する旨通報し、奈多ヘリポート情報を取得する。

（奈多ヘリポート内の移動等）

第１１条　奈多ヘリポート内を移動しようとする航空機（車両等により牽引されて移動する航空機は除く。）は、原則として次に掲げる方法により移動しなければならない。

一　移動開始前に奈多フライトサービスから奈多ヘリポート情報を取得する。

二　取得した奈多ヘリポート情報に基づき、奈多ヘリポート内を移動する。

２　ホバリング場等の利用、その他前項及び第８条並びに第９条によらない特別な離着陸の方法等については、別途定める。

附則

本規程は、２０２０年3月２６日から適用する。

別表１ 目視位置通報点

Callsign	BRG / DIST from ARP	Remarks(BRG / DIST from DGC)
１ＮＭ　ＳＷ	211° / 1.0NM	210° / 0.9NM
１ＮＭ　 W	280° / 1.0NM	285° / 0.9NM
１ＮＭ　ＮＥ	016° / 1.0NM	019° / 1.1NM
西戸崎 Saitozaki	219° / 3.0NM	219° / 2.9NM
海の中道 Uminonakamichi	265° / 3.0NM	266° / 2.9NM
新宮 Singu	038° / 3.0NM	038° / 3.1NM
１．５ＮＭ　Ｎ	334° / 1.5NM	337° / 1.5NM

別表２　奈多フライトサービスの情報

電波の型式	Ａ３Ｅ
周波数	１３０．６７５メガヘルツ
出力	３０ワット
無線呼出符号	奈多フライトサービス（Nata　Flight　Service）

別図１　筑紫少女苑周辺図

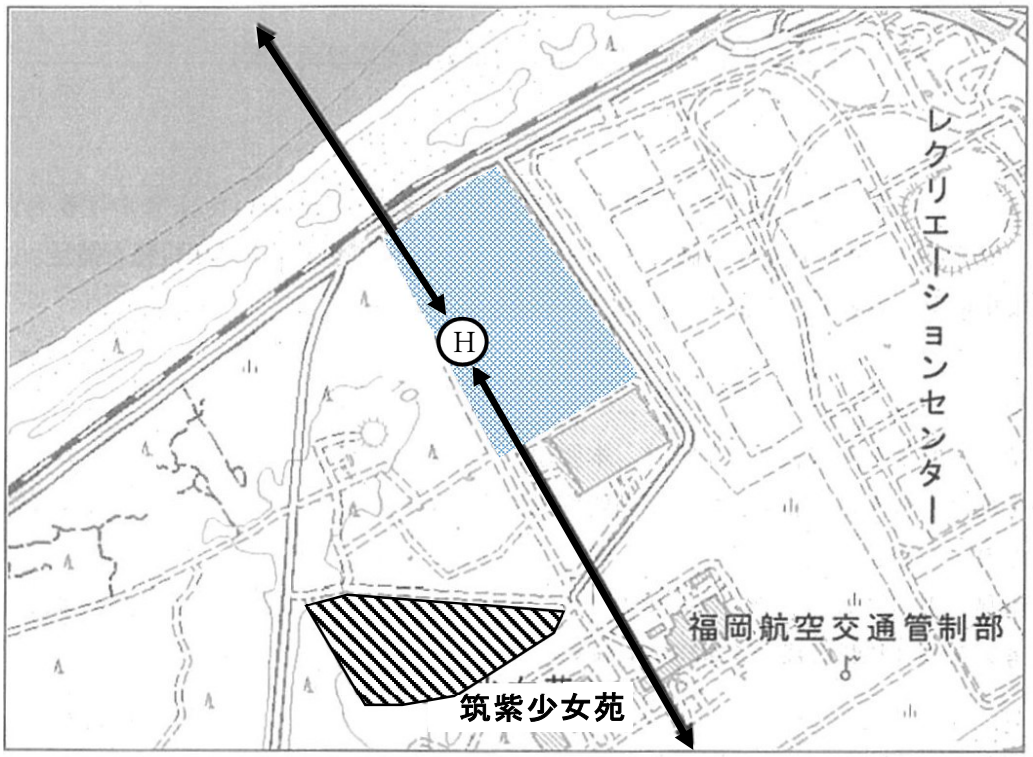
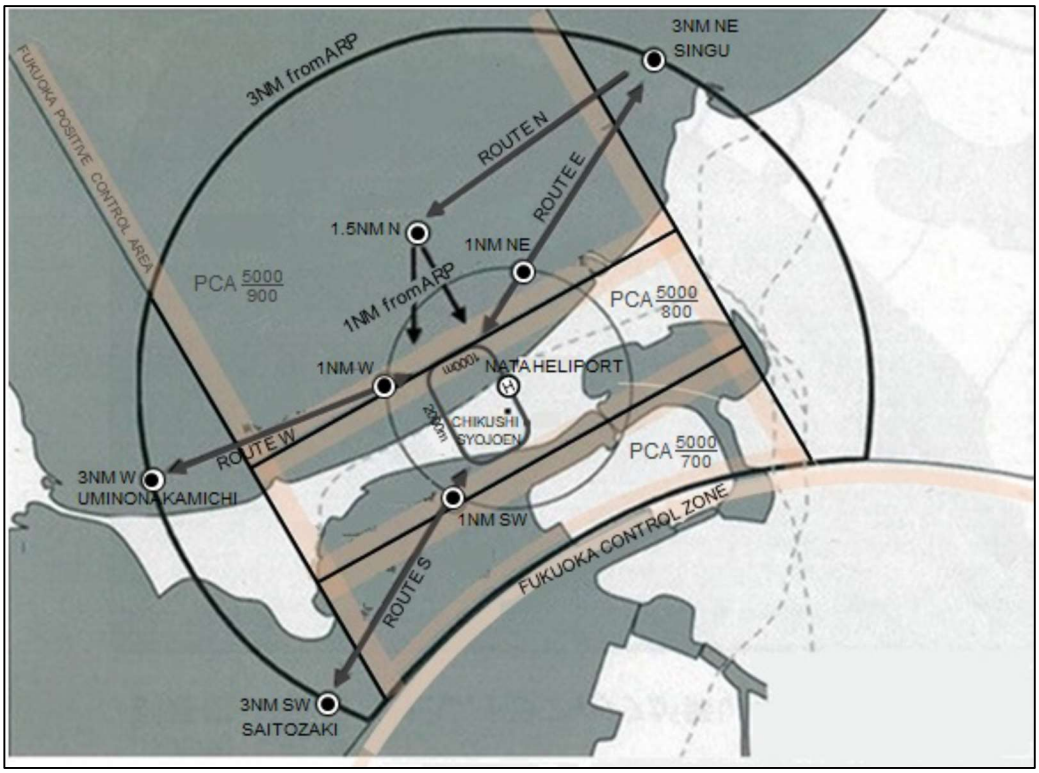
別図２　奈多ヘリポートにおける離着陸経路